

防府市消防本部ハラスメント等通報窓口設置要綱

平成29年11月6日制定

(設置)

第1条 防府市消防本部消防総務課に、防府市消防本部ハラスメント等通報窓口（以下「窓口」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 窓口は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 消防本部におけるパワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントなどのハラスメント並びに消防に関連する不祥事(以下「ハラスメント等」という。)の通報の受理
- (2) 山口県ハラスメント等相談窓口及び消防庁ハラスメント等相談窓口との連絡調整
- (3) その他ハラスメント等の通報に関する事務

(所長)

第3条 窓口に、所長を置く。

- 2 所長は、防府市消防本部消防総務課長をもって充てる。
- 3 所長は、窓口の業務を総理する。

(通報受付者)

第4条 窓口に、通報受付者2名以上を置く。

- 2 通報受付者は、防府市消防本部消防総務課職員の中から、所長が任命する。
- 3 通報受付者は、可能な限り女性1名以上を充てるものとする。
- 4 通報受付者は、所長が特に必要と認める場合は、弁護士などの第三者をもつて充てることができる。

(窓口の業務に関する協力)

第5条 窓口は、必要に応じて、職員に対し、その業務について協力を求めることができる。

(通報の受付)

第6条 所長及び通報受付者（以下「通報受付者等」という。）は、消防職員及び当該職員と密接な関係を有する者（以下「消防職員等」という。）から、通報を受けるものとする。

2 通報は、原則として電話により受けるものとする。ただし、これに寄りがたい場合は、面談、ファックス、電子メール等による通報も受けるものとする。

3 通報においては、原則として消防職員等の氏名、役職等を聞き取るものとするが、匿名での通報も可能な限り受け付けるものとする。

(通報受付者等の遵守事項)

第7条 通報受付者等は、窓口の業務を遂行するに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 職務上知り得た秘密を漏えいしないこと。通報受付者等の職を退いた後も、また、同様とする。

(2) 通報者の名誉、プライバシーその他人格権を侵害することのないよう慎重に対処すること。

(3) 通報内容を丁寧に聞き取った上で、通報者の意向をできる限り尊重すること。

(所長の義務)

第8条 所長は、通報内容を踏まえ、事案について更に調査する必要があると認める場合は、防府市消防本部ハラスメント等調査委員会の設置を求めなければならない。

2 所長は、消防職員に対し、窓口の存在を周知徹底するとともに、その利用を啓発することにより、消防職員等が容易に通報できるように十分配慮するものとする。

3 所長は、消防職員に対し、通報後の取扱いを、あらかじめ明示しておくものとする。

(庶務)

第9条 窓口に関する庶務は、消防総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、窓口の運営に関し必要な事項は、所長が定める。

附則

この要綱は、平成29年11月6日から施行する。